

第2款 健全な水環境の保全・管理

【現状と課題】

(1) 公共用水域の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、延べ139の全地点で環境基準を達成しています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

イ 生活環境項目

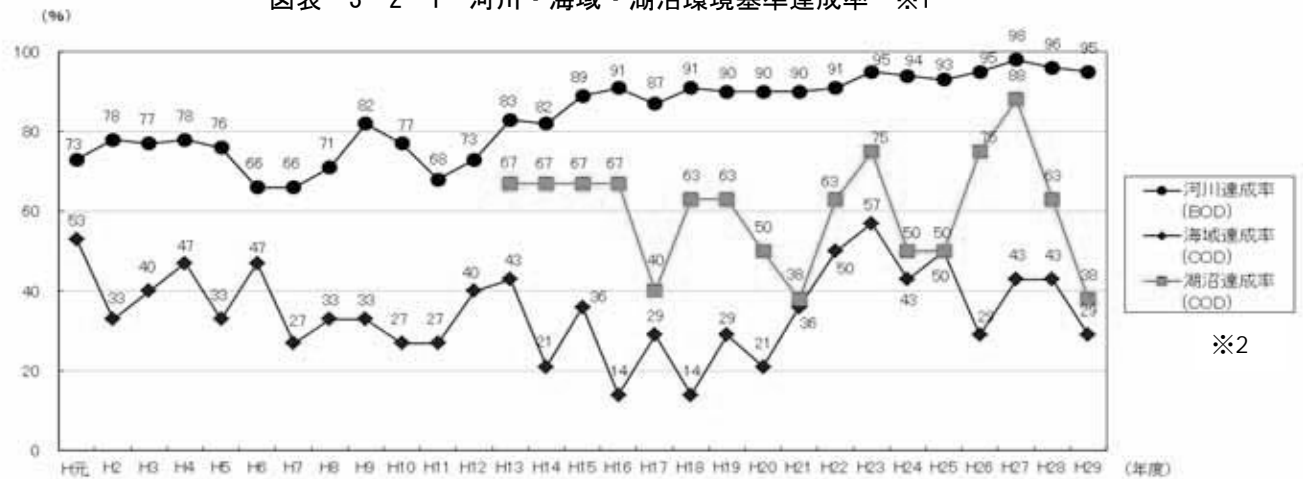
環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD<sup>12</sup>（河川）・COD<sup>13</sup>（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年の傾向として、河川及び海域は横ばい傾向ですが、湖沼は変動しています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量は減少傾向ですが、内部生産や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。富栄養化に伴う赤潮も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りん的环境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況について、海域の全りんは全地点で基準を達成し、海域の全窒素も高い水準で基準を満たしていますが、湖沼の全窒素・全りんは横ばい又は下降傾向です。

図表 3-2-1 河川・海域・湖沼環境基準達成率 ※1



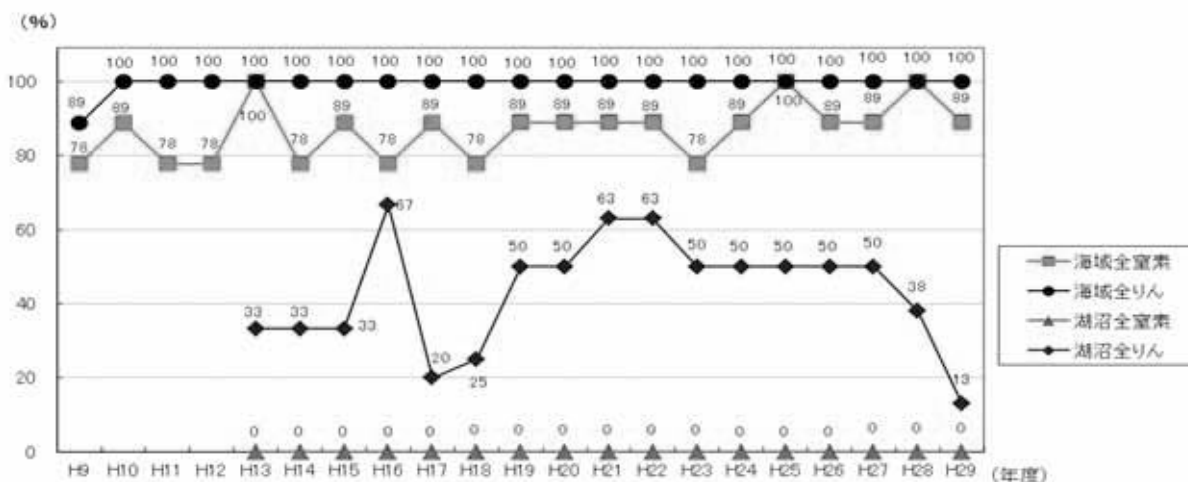
※1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100

資料：県環境保全課

※2 河川はBOD，海域・湖沼はCODの環境基準達成率

11 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。  
 12 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。  
 13 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。  
 14 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。  
 15 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。  
 16 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。  
 17 赤潮：窒素やりんの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



※（環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数）／100

資料：県環境保全課

### ウ 地下水

平成 29 年度は県内 47 地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、89.4%（平成 28 年度 82.2%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

### (2) 発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（平成 28 年度末現在）

区分		産業排水 (t/日)	生活排水 (t/日)	その他 (t/日)	計 (t/日)
瀬戸内海	COD	20	17	6	44
	窒素	10	13	16	40
	りん	0.5	1.1	0.8	2.3
その他 (江の川)	COD	1	2	3	5
	窒素	0	1	7	8
	りん	0.1	0.2	0.3	0.5
県計	COD	21	19	9	49
	窒素	11	14	23	48
	りん	0.6	1.2	1.0	2.8

※端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

産業排水の発生汚濁負荷量のうち、COD、りんの約4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。

窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約9割を占めています。

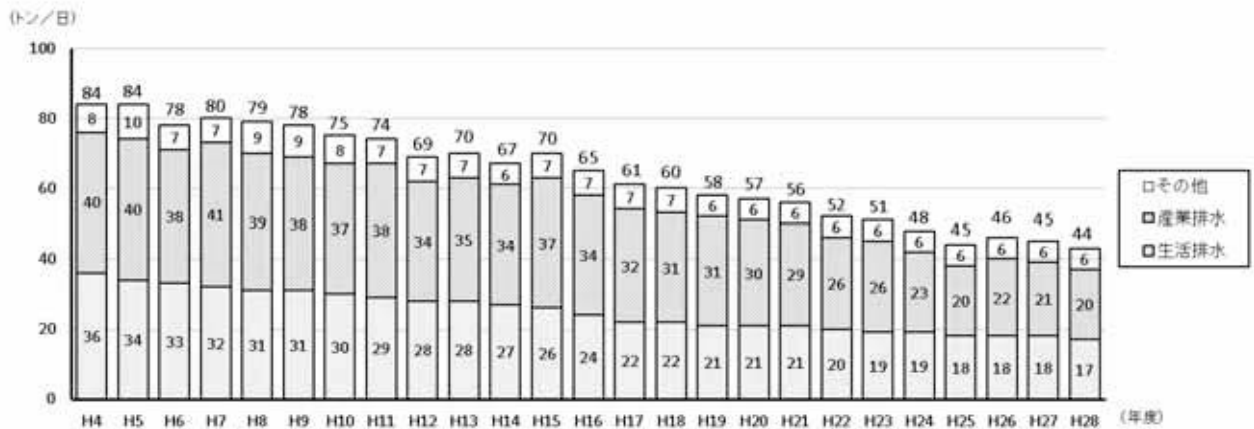
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約6～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約4割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

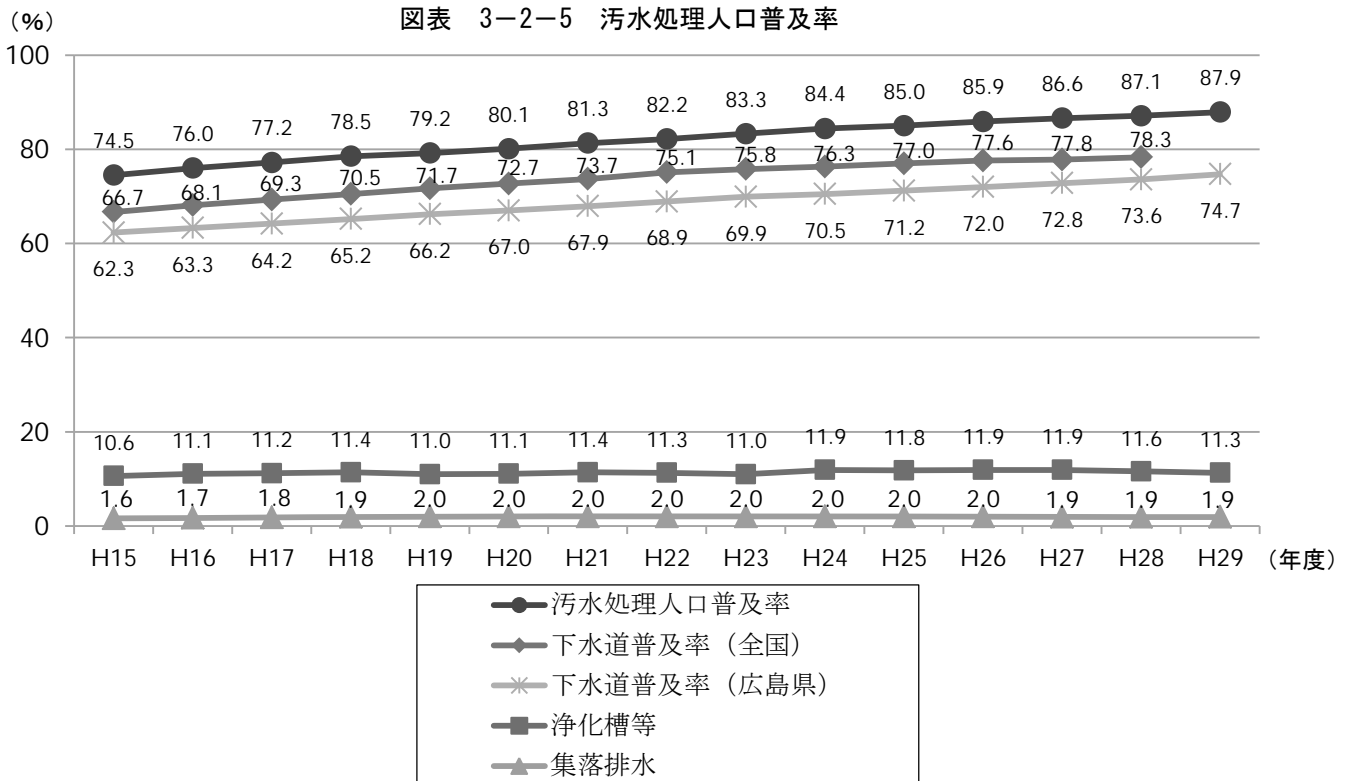
図表 3-2-4 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 3-2-5 汚水処理人口普及率



(注) 平成29年度は速報値

資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県下水道公園課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

椋梨ダムでは、過去10数年来、水の華<sup>18</sup>・アオコが発生しており（平成29年度は38日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊士浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び椋梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-6 赤潮発生状況

年	発生件数		発生継続日数別件数 (広島県)				発生日数 (広島県)		漁業被害を 伴った件数	
	広島県	瀬戸内海	5日以内	6～10日	11～30日	31日以上	発生日数	平均日数	広島県	瀬戸内海
H18	9	94	0	2	4	3	282	41	1	11
H19	3	99	0	1	1	1	143	47	0	9
H20	2	116	0	0	1	1	50	25	0	19
H21	4	104	0	0	0	4	233	58	0	7
H22	4	91	0	0	0	4	169	42	0	9
H23	2	89	0	0	1	1	59	30	1	11
H24	3	116	0	1	0	2	96	32	0	18
H25	6	83	0	0	3	3	195	33	0	9
H26	4	97	0	0	0	4	241	60	1	13
H27	4	80	0	0	1	3	217	54	0	16
H28	3	78	0	0	0	3	277	92	1	14
H29	2	80	0	0	0	2	145	73	0	16

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、県水産課

(4) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

18 水の華：植物プランクトンの異常増殖によって水の色が変化する現象。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H27)	現状値 (H29)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：河川BOD	%	97.6	95.1	環境基準の 達成率の 向上を図る (H32)	97.6	97.4%	概ね達成
環境保全課	環境基準達成率：海域COD		42.9	28.6		42.9	66.7%	未達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9		88.9	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全りん		100	100	100 (H32)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：地下水		89.1	89.4	環境基準の 達成率の向上 を図る(H32)	89.1	100.3%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内 海水域）：生活系COD	t/ 日	18 (H26)	17 (H28)	16 (H31)	17.2	101.2%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内 海水域）：産業系COD		21 (H26)	20 (H28)	23 (H31)	23	115.0%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内 海水域）：その他COD		6 (H26)	6 (H28)	6 (H31)	6	100%	目標どおり達成
循環型社会課ほか	汚水処理人口普及率	%	86.6	87.9	90.2 (H32)	88.1	99.8%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
環境基準達成率：海域COD	藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下や内部生産などにより、低い水準で推移している。	第8次総量削減計画を推進する。

1 水質の保全・管理

【取組状況】

(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 下水道の整備促進 [下水道公園課]

(ア) 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】14市8町で、下水道整備及び維持管理を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成29年度末現在、148,380 m<sup>3</sup>/日で稼働）。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成29年度末現在、179,200 m<sup>3</sup>/日で稼働）。沼田川流域下水道については、沼田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成29年度末現在、23,800 m<sup>3</sup>/日で稼働）。

イ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備及び更新を実施しています。

【平成29年度実績】1地区について整備，2地区について更新。

【平成30年度内容】1地区について整備，3地区について更新。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図っています。

【平成29年度実績】汚水管路等を2地区で整備。

【平成30年度内容】汚水管路等を2地区で整備，1地区で更新。

ウ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進しています。

【平成29年度実績】小型浄化槽設置整備事業で16市町（709基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で3市（190基の浄化槽）に対し補助。

【平成30年度内容】小型浄化槽設置整備事業で20市町（1,099基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で3市（190基の浄化槽）に対し補助。

図表 3-2-7 事業の概要

区分	小型浄化槽設置整備事業	浄化槽市町村整備推進事業
事業の内容	個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助

(イ) 浄化槽の管理（浄化槽対策事業、浄化槽適正維持管理促進事業）

浄化槽の適正な維持管理の徹底をパンフレットなどにより普及啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等の指導を促進しています。

また、市町や法定検査機関等と連携して、未受検者に対する適切な指導や法定検査に関する効果的な普及啓発などにより、平成32年度までに法定検査の受検率が概ね75%となるよう、受検率の向上を図っています。

図表 3-2-8 浄化槽の法定検査の受検率の推移

(単位：%)

区 分	年 度					
	H25	H26	H27	H28	H29 (推計値)	全 国 (H28)
新設時の検査(7条検査)	99.5	99.7	99.4	99.5	100.0	94.5
定期検査(11条検査)	58.7	61.8	65.4	67.4	69.4	40.3

資料：県循環型社会課

【平成29年度実績】浄化槽設置（管理）者、浄化槽保守点検事業者等への文書指導、立入検査等を実施。浄化槽適正維持管理促進協議会を開催し、関係者との意見交換、協議を実施。

【平成30年度内容】引き続き、市町や法定検査機関と連携し、要綱整備や台帳精度の向上を図るとともに、浄化槽の適正管理について啓発、指導を行い、受検を促進。浄化槽維持管理業務研修会を開催。

エ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進しています。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

(2) 瀬戸内海の水質の保全・管理

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施しています。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認められた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第 8 次総量削減計画（平成 29 年 6 月 26 日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量の総合的かつ計画的な抑制を図っています。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行っています。

図表 3-2-9 第 8 次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

区分	31 年度（目標年度）	26 年度（基本年度）	削減
COD	45	45	0
窒素	40	39	+1
りん	2.2	2.2	0

資料：県環境保全課

【平成 29 年度実績】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第 8 次総量削減計画を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（平成 29 年度末現在）：COD 191 基、窒素 151 基、りん 151 基

【平成 30 年度内容】引き続き、工場・事業場の監視・指導を実施。

## ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行っています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成29年度実績・平成30年度内容】水質の常時監視を実施。(平成29年度実績は次のとおり。)

図表 3-2-10 水質常時監視実績(平成29年度)

項目	対象水域等
公共用水域	河川：38水系227地点，海域：6海域67地点，湖沼：8水域8地点
底質	河川：5水系12地点，海域：3海域14地点

## エ 各種調査 [環境保全課] 《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

水質保全対策の一環として、海水浴場調査や水生生物調査等の各種調査を実施しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前(5月)14か所、開設中(7月)14か所で実施。平成29年度は、いずれも海水浴に適した水質であり、病原性大腸菌O157についても調査した結果、いずれの海水浴場からも検出なし。

## オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。平成29年度は県内説明会(海面1か所、内水面1か所)、巡回指導(海面6か所、内水面8か所)を実施。

## カ 赤潮対策 [水産課]

## (ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図っています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】赤潮による漁業被害の未然防止を図るため、国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換(随時)や赤潮情報を発信。平成29年度は、4件の赤潮情報(注意報・警報・解除)を発信。

## (イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】平成29年度は12回の定期水質調査、13回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

## (ウ) 研修会の開催

赤潮、漁場環境保全に関する知識、技術を漁業者等に普及させるため、研修会を開催しています。

【平成29年度実績・平成30年度内容】漁業者等を対象にした研修会を1回開催。



キ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業技術課]

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。平成 29 年度は 47 件（県認定 18 件、市町認定 29 件）の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図っています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。平成 29 年度は 216 件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」）による巡回指導等を実施します。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。平成 29 年度は 10 戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

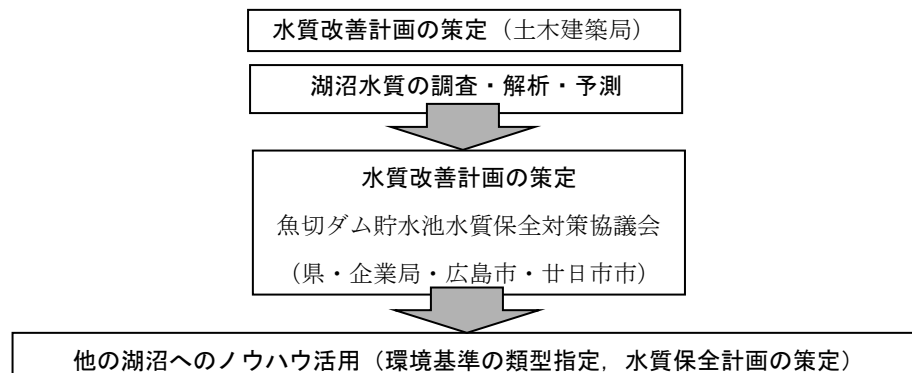
家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備並びに機能保全を計画的に推進しています。

【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】平成 29 年度は 1 か所で家畜排せつ物処理施設整備の取組を実施。平成 30 年度は 1 か所の家畜排せつ物処理施設の整備の取組を計画。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行っています。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させています。

図表 3-2-11 湖沼水質対策の概要



【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（平成 22 年 2 月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより、関係機関と連携を図りながら、水質改善対策を推進。

また、啓発活動の一環として、本取組をホームページで公開し、関係住民への周知を実施。

## シ 河川底質改善実証実験事業 [河川課]

河川環境整備の一環として、広島大学、中国電力との産学官連携により京橋川の環境悪化の原因となっているヘドロを浄化するため、底質改善に一定の効果がある石炭灰造粒物を活用した実証実験を行い、効率的・効果的な底質改善技術の確立を目指しています。また、県内にある優れた底質改善技術を保有する企業の技術開発の支援育成を図るため、新たな底質改善材料である鉄キレート発生材を活用した河川環境整備を実施しています。

**【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】**京橋川において石炭灰造粒物・鉄キレート発生材を活用した底質改善実証試験を行うとともに、その結果のとりまとめを実施。

## ス 椋梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

椋梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を椋梨ダム貯水池水質改善計画（平成 25 年 2 月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

**【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】**水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

## セ 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（平成 23 年 3 月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

**【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】**水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

## ソ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（平成 25 年 2 月策定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

**【平成 29 年度実績・平成 30 年度内容】**水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

## タ 野間川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、野間川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を野間川ダム貯水池水質保全計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

**【平成 29 年度実績】**野間川ダム貯水池水質保全計画の策定。

## チ 庄原ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、庄原ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を庄原ダム貯水池水質保全計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

**【平成 29 年度実績】**庄原ダム貯水池水質保全計画の策定。

## 2 水循環の確保

### (1) 水源林等の保全・整備の推進

#### ア 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施しています。

【平成 29 年度実績】 荒廃した森林等 2 地区の整備を実施。

【平成 30 年度内容】 荒廃した森林等 1 地区の整備を実施予定。

#### イ 多目的ダム建設事業 [河川課]

水害防除や既得取水の安定化及び河川環境の保全、都市用水などの補給を目的にダムを建設しています。

【平成 29 年度実績】 庄原ダム建設事業の供用開始。

### (2) 地下水汚染対策の推進

#### ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水質調査を行っています。

【平成 29 年度実績】 県内 51 地点での調査を実施。

【平成 30 年度内容】 県内 51 地点での調査を実施予定。